

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、公正で透明性の高い経営を行い、企業価値を継続的に高め企業の社会的責任を果たし、当社のすべてのステークホルダー(利害関係者)から信頼を得ることをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。また、コンプライアンスの徹底を図るとともに、積極的かつ迅速な情報開示による透明性・健全性の向上と効率経営を実現するための施策並びに組織体制の継続的な改善・強化に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使、招集通知の英訳】

当社は、現時点では外国人株式保有比率が10%未満であるため、株主総会における議決権の電子行使である議決権プラットフォームの採用や、招集通知の英訳は実施していませんが、今後株主構成の変化に応じて実施を検討してまいります。

【補充原則4-1-3 最高経営責任者等の後継者計画の策定・運用】

当社は、最高経営責任者である代表取締役社長が比較的若いながら当業界の中で最も経験があり、当面現社長が当社の社長を続けることが当社の価値を最大にすると判断しているため、現時点では後継者問題は喫緊の課題ではありませんが、今後時間をかけて後継者を育成していくにあたり、取締役会が育成方針に関わる等、主体的に関与していく方針であります。

【補充原則4-2-1 経営陣の報酬】

当社は上場前に役職員にストックオプションを付与しておりますが、株式上場後は業績連動型報酬は採用していません。当社が業績連動型報酬を採用していない理由は、短期的な業績達成にこだわる近視眼的な経営に陥る弊害をなくするためであります。今後は中長期の経営戦略達成に向けたインセンティブとなるような報酬制度の導入を検討し、固定報酬とのバランスの取れた報酬体系を整備してまいります。

【補充原則4-10-1 任意の諮問委員会の設置】

当社は、任意の指名委員会・報酬委員会などの諮問委員会を設置せず、監査等委員会がその役割を担っております。その理由は以下のとおりです。当社の監査等委員会は5名で構成されており、常勤監査等委員1名を除く4名は社外取締役である監査等委員、そのうち3名は独立役員であり、極めて独立性・客観性の高い委員会となっております。監査等委員会において指名報酬等の審議をする際は、社外監査等委員が議長を務め、常勤監査等委員は傍聴だけに制限して審議の公平・中立が保てるような制度となっております。また、当社の事業規模において任意の委員会を設置した場合、任意の委員会の構成員は監査等委員会とほぼ同様のメンバーとなることが予想され、不必要に組織を複雑にするだけであると考えます。以上から、現在は任意の諮問委員会は設置していませんが、将来的に企業規模が拡大し、監査等委員会では十分な審議が出来なくなったときに設置を検討する方針です。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、人格、識見、要職の歴任、法律の専門家、他社での経営手腕、実務経験、実績、経済界における人脈などを総合的に勘案して、社外取締役を選任しております。ダイバーシティに関しては、女性取締役や外国人取締役は在任していません。今後は取締役候補選任の段階で、ダイバーシティの観点も含め、候補者の検討を行っていく考えです。一方で、9名の取締役のうち、4名が社外取締役であり、これら社外取締役からの意見やアドバイスなどにより、取締役の透明性・信頼性を向上させ、かつ活性化させながら経営監視機能の強化を図っております。また、監査等委員会の委員には財務および会計に関する知見を有する人等で構成されており、各分野において卓越した識見、専門知識や豊富な経験に基づき、多様な観点から監査・監督を行っております。

【補充原則4-14-2 取締役(監査等委員であるものを含む。)に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役(監査等委員であるものを含む。)に対するトレーニングは今後の課題として捉えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、現在政策保有株式を保有していません。また当面保有する考えはありませんが、保有を行う際には、妥当性を十分に検討してまいります。

【原則1-5 いわゆる買収防衛策】

当社は、現在買収防衛策を導入していません。また買収防衛策を導入する予定はありません。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、現在関連当事者間の取引はありません。役員や主要株主等の取引を行う場合は、事前に取締役会において決議を得るとともに、事後に当該取引に関する報告を行うこととしております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社では、企業年金制度を導入していないことから積立金の運用は行っており、財政状況への影響はありません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社近江屋	4,000,000	37.42
清水 貴久	1,820,000	17.02
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	907,900	8.49
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	833,100	7.79
GOVERNMENT OF NORWAY	190,600	1.78
野村信託銀行株式会社(投信口)	169,000	1.58
第一生命保険株式会社	153,700	1.43
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	63,700	0.59
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口5)	54,600	0.51
MSIP CLIENT SECURITIES	46,600	0.43

支配株主(親会社を除く)の有無	清水 貴久
親会社の有無	なし

補足説明

当社の代表取締役である清水貴久は、同氏が実質的に支配する資産管理会社である株式会社近江屋の保有する当社株式数を合わせると、当社の議決権の過半数を保有することとなるため、支配株主として記載しております。
【大株主の状況】の欄は、2020年7月31日時点で表示しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	7月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は現状では、支配株主との取引を行っておらず、原則として支配株主との取引を行わない方針であります。しかし、将来においてやむを得ず取引を開始する際には、当該取引の合理性(事業上の必要性)、取引条件の妥当性(他の取引先と同等の条件であり、個別にその条件の妥当性が確認できる)につき慎重に判断するとともに、取締役会の決議を受けたうえでこれを行うことで、取引の適正性を確保し、少数株主の権利を保護するように努めます。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
中谷 顯嗣	他の会社の出身者													
清田 滋	他の会社の出身者													
深町 周輔	弁護士													
橋元 秀行	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中谷 顯嗣			2009年8月から2012年4月まで当社の会計記帳業務のアウトソーシング先でありました有限会社記帳屋の代表取締役であります。	経営コンサルタントとして企業経営に幅広く関わっており、当社の経営に公正かつ中立的な立場から有用な意見が頂けると判断し社外取締役に選任しております。

清田 滋				長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、それらを当社の監査、監督に反映していただくことを期待して選任しております。当社と一切取引関係がなく公正かつ中立的な立場から当社経営の助言をいただけること、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員に選任しました。
深町 周輔				長年にわたる弁護士としての職歴を通じて、法務・コンプライアンスに関する豊富な経験と高い見識・専門性を有しており、当社の更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、それらを当社の監査、監督に反映していただくことを期待して選任しております。当社と一切取引関係が無く、公正で適切な監査、監督を行って頂けること、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員に選任しました。
橋元 秀行				公認会計士及び税理士として財務・会計に関する相当程度の見識及び企業経営に関する十分な見識を有しており、当社の更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、それらを監査等委員である社外取締役として当社の監査、監督に反映していただくことを期待したためであります。当社と一切取引関係が無く、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員に選任しました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	5	1	1	4	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由

当社では、監査等委員のうち、1名が常勤監査等委員であることから、現在、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を置いておりません。監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、指定する期間中、使用人を置くこととし、監査等委員会は当該使用人に対する指揮権を保有することとしております。なお、当社では、監査等委員を補助すべき取締役は選定いたしません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、監査等委員会設置会社であります。監査等委員会は、常勤監査等委員1名(社内取締役)と社外取締役である監査等委員4名で構成され、ガバナンスのあり方とその運用状況を監視し、取締役会への出席に加え、常勤監査等委員を中心に日常的活動を含む取締役(監査等委員であるものを除く。)の職務執行の監査を行っております。

また、内部監査体制として、代表取締役社長直轄の組織である内部監査室を設置しており、当社の会計監査、業務監査、システム監査、内部統制評価、個人情報保護監査を実施しております。

会計監査人からは、監査計画の説明並びに会計監査の状況報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、会計監査の立会いを実施しております。監査等委員会監査、内部監査、会計監査人監査のそれぞれの実効性を高め、監査全般の質的向上と有機的な連携、相互補完を図るため、監査の協力、適宜情報提供・共有及び定期的な三様監査会議を行い、監査等委員会、内部監査室及び会計監査人は相互に連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

当社は、東京証券取引所の基準に則り、社外取締役の独立性判断基準を定めており、独立役員の資格を満たす社外取締役をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役の業績向上へのモチベーションを高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社の業績の向上へのモチベーションを高めるとともに、当社の企業価値の向上に資することを目的として、当社の取締役及び従業員に対し、ストックオプション制度を導入し、新株予約権を付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者は存在しないため、個別報酬の開示はしておりません。
2020年7月期において当社取締役に支払った報酬額は次のとおりであります。
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。):63,400千円(人員4名)
取締役(監査等委員)(社外取締役を除く。):8,187千円(人員1名)
社外役員:13,800千円(人員4名)

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役(監査等委員を除く。)の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、監査等委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 取締役報酬の基本方針並びに構成割合

当社の取締役報酬は、経営目標を達成し持続的な成長を支える経営者としての原動力となるものであり、かつ報酬の決定プロセスが客観性、透明性の高いものであることを基本方針とする。原則として取締役報酬は確定額報酬のみで構成し(100%)、業績連動報酬及び非金銭報酬を採用する場合は、法令による定め、別途定める「役員規程」、その他関連規程に基づき決定する。

ロ. 取締役報酬の算定方法

2018年10月29日開催の第11回株主総会において決議された上限額以内で、取締役の個別の業務執行状況と前期の会社目標達成状況、将来期待される役割等を勘案して業務執行部門により原案が策定される。取締役の個別の報酬の詳細な算定方法は、別途定める取締役評価基準、その他関連規程に基づき算定される。

ハ. 報酬等の付与時期・条件の決定に関する方針

最終的に決定された取締役報酬が確定額報酬のみである場合、当該報酬額を12分割したものを、毎月所定日に支給する。その他支給に関する条件については、就任時に締結する委任契約及び当社の「役員規程」その他関連規程に定める通りとする。

ニ. 報酬等の決定に係る委任に関する事項

- a. 委任を受ける者
監査等委員会

b. 委任する権限の内容

業務執行部門より策定された原案をもとに、社外取締役が過半数を占める監査等委員会で各取締役の報酬案の妥当性が審議され、最終的に決定される。

c. 権限の適切な行使のための措置

審議にあたっては中立性を確保するため、社外監査等委員のみで行なうこととし、社内監査等委員が参加する場合は審議に参加せず傍聴するのみとする。最終的な報酬案の決議に際しては、社内監査等委員も決議に参加できるものとする。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役のサポートは、管理部総務人事課及び内部監査室で行っております。取締役会の開催に際し、管理部総務人事課は事前に資料を配布し、必要に応じて補足説明などを行っております。

また、内部監査責任者及び常勤監査等委員は、社外取締役並びに会計監査人と密に連携し適宜情報提供・共有を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 取締役会

当社の取締役会は、取締役(監査等委員であるものを除く。)4名、監査等委員は5名で構成され、当社の重要な業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する機能を有しております。

取締役会は、毎月1回の定例取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速かつ効率的な経営監視体制をとっております。また、取締役会の議決権を有する監査等委員が取締役会での審議に加わることで経営に対する牽制機能を発揮しております。

(2) 監査等委員会

当社は、監査等委員会設置会社であります。監査等委員会は、常勤監査等委員1名(社内取締役)と社外取締役である監査等委員4名で構成され、ガバナンスのあり方とその運用状況を監視し、取締役会への出席に加え、常勤監査等委員を中心に、日常的活動を含む取締役(監査等委員であるものを除く。)の職務執行の監査を行っております。

監査等委員会は、毎月1回の定例監査等委員会に加え、必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、迅速かつ効率的な経営監視体制をとっております。

なお、本報告書 1.「会社との関係(2)」の「選任の理由」に記載のとおり、各監査等委員は、経営、財務・会計、法務・コンプライアンスの各分野において適切な経験・能力を有しております。

(3) 経営会議

経営会議は、代表取締役社長と各部門掌管取締役等の責任者及び担当で構成され、構成員から所轄業務の執行状況の報告を直接経営陣に報告することにより、迅速な経営判断を行うことを目的としております。

(4) 内部監査

内部監査室は、代表取締役社長直轄の組織として設置しており、内部監査担当者(1名)が、「内部監査規程」及び内部監査計画書等に基づき、当社の会計監査、業務監査、システム監査、内部統制評価、個人情報保護監査を実施しております。業務遂行上特に必要があるときは、代表取締役社長の命により別に指名された外部の者を加えて監査を行うことができ、当社の業務全般の監査を行っております。

(5) 会計監査人

当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結しております。2020年7月期における当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、指定有限責任社員・業務執行社員齋藤哲及び指定有限責任社員・業務執行社員河島啓太の2氏であります。継続監査年数は6年です。また、監査業務に係る補助者については、公認会計士8名、会計士試験合格者等11名、その他4名であります。

(6) 責任限定契約

当社と監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく責任限定が認められるのは、当該監査等委員が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(7) 取締役の選解任プロセス

取締役(監査等委員であるものを含む)の選解任プロセスについては、役員規程及び内規で明記し、それらに基づいて選解任を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、公正で透明性の高い経営を行い、企業価値を継続的に高め企業の社会的責任を果たし、当社のすべてのステークホルダー(利害関係者)から信頼を得ることをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。その実現のために、当社は監査等委員会設置会社を選択し、監査等委員会(5名中4名が社外取締役)を設置し、監査等委員に対し取締役会における議決権を付与すること等により、経営監督機能を強化しております。現体制にて十分な取締役会の監督機能が発揮されており、経営の健全性の確保が図れていると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	現在具体的な取組みはありませんが、法令どおりに遅滞なく対応しております。また、当社ウェブサイトにおいて早期掲載を行っております。今後は早期発送にも努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は7月決算のため、比較的集中日を避ける日程の設定が可能と認識しております。なお、実際の開催日につきましては、他社の株主総会の集中日を避けるよう留意しております。
その他	株主総会の開催場所については、ホテルなど、株主が出席できやすい場所を確保しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ内にIRサイトを開設し、IRポリシーを公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な開催は予定しておりませんが、不定期に個人投資家向けIRイベントへの参加等しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に決算説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後、海外投資家比率等を勘案のうえ、検討すべき事項と考えております。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算情報、適時開示情報などをTDnetにて開示するとともに、当社ホームページ内にIRサイトを開設し、掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	取締役管理部長を責任者としてIR担当役員に選任し、管理部経営企画課を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「コンプライアンス規程」、「適時開示規程」及び「インサイダー情報等の管理及びインサイダー取引の未然防止に関する規程」を定めるとともに、全社員に周知徹底することにより、すべてのステークホルダーから信頼を得るように努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主・投資家をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様へ、当社の経営方針、事業活動、財務情報等に関する情報を分かりやすく公平かつ適時・適切に提供することを基本方針としております。 当社は、適時開示体制を整備するとともに、金融商品取引法並びに東京証券取引所が定める「有価証券上場規程」に基づいた情報をTDnet及び当社ホームページ内のIRサイトにて開示してまいります。 また「有価証券上場規程」に該当しない情報についても、投資家の皆様にとって有用であると判断されるものについては、積極的に開示し、経営の透明性を高めてまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社取締役会において決議した業務の適正を確保するための体制(いわゆる内部統制システム)に関する基本方針は、次のとおりであります。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、法令・定款及び社会規範を順守するための「企業倫理行動憲章規程」を制定し、全社に周知・徹底する。
 - (2) 当社は、「コンプライアンス規程」を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、当社のコンプライアンス体制の構築・維持にあたる。
 - (3) 当社のコンプライアンス担当者は、当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)、監査等委員及び使用人に対し、コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
 - (4) 当社は、内部通報制度を設け、当社の使用人が、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
 - (5) 当社は、「健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶する。」ことを宣し、当社は、これに基づき、毅然とした態度で臨むものとする。
 - (6) 内部監査部門は、当社の法令及び定款の順守体制の有効性について監査を行い、是正や改善の必要があるときには、当該主管部門及び被監査部門は、速やかにその対策を講ずる。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役(監査等委員であるものを除く。)の職務の執行に関わる情報については、法令及び文書管理規程等に基づき、適切に保管及び管理を行う。
 - (2) 取締役(監査等委員であるものを除く。)及び監査等委員は、これらの文書等を、常時閲覧できる体制とする。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は「リスク管理規程」を制定し、会社の事業活動において想定される各種のリスクに対応する部署または組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
 - (2) 当社は、リスク管理委員会を設置し、当社の事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
 - (3) 当社は、危機発生時には、緊急事態対応体制をとり、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処する。
 - (4) 内部監査部門は、当社のリスク管理体制について監査を行い、是正や改善の必要があるときには、当該主管部門及び被監査部門は、速やかにその対策を講ずる。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、各取締役(監査等委員であるものを除く。)の業務執行機能を分離する。
 - (2) 「取締役会規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、取締役(監査等委員であるものを除く。)の職務及び権限、責任の明確化を図る。
 - (3) 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
5. 当社における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 取締役会は、当社の経営計画を決議し、経営企画部門はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。
 - (2) 内部監査部門は、当社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。
6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び当該使用人の当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 当社は、必要に応じ監査等委員会の職務を補助する監査等委員会事務局を置き、同事務局に属する使用人は、専ら監査等委員会の指示に従って、その職務を補助することができる。なお、監査等委員会の職務を補助する取締役は置かない。
 - (2) 当社の監査等委員会は、その職務の必要に応じて、管理部門及び内部監査部門に属する使用人を、一定期間、特定の監査のための職務を補助する者として指名することができる。(以下、(1)の使用人と合わせて監査職務補助者という。)
 - (3) 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、監査職務補助者に対して、監査等委員会の指揮命令に従うことを指示するとともに、当該監査職務補助者がその指示を受けた職務を執行することができるように、その者のその他の業務につき適切な配慮をしなければならない。
 - (4) 監査職務補助者の解雇、配転、考課、賃金その他の報酬等の雇用条件に関する事項に関しては、当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)はあらかじめ監査等委員会あるいは常勤監査等委員に相談することを要する。
 - (5) 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、上記(1)ないし(4)の具体的な運用の細目を監査等委員会と協議して定め、各項目の内容と合わせて当社内に公表することを要する。
7. 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制並びに監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、当社に関する以下に例示する事項等を監査等委員会に報告する。ただし、常勤監査等委員あるいは監査等委員会から指名を受けた監査等委員が出席した会議等については、この報告を省略することができる。
 - 経営会議で報告された重要な事項
 - 業務報告会等で報告された重要な事項
 - 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - 内部監査に関する重要な事項
 - 重大な法令・定款違反に関する事項
 - その他コンプライアンス・リスク管理上重要な事項
 - (2) 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)及び使用人は、上記(1)の 、 及び に関する重要な事実を発見した場合は、1.(2)のコンプライアンス委員会及び3.(2)のリスク管理委員会への報告、1.(4)の内部通報制度に基づく通報、もしくは監査等委員会に直接報告できるものとする。
 - (3) 上記(2)に基づき報告を行った取締役(監査等委員であるものを除く。)及び使用人が、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けることを禁じるものとする。
8. 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - (1) 当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(2) 監査等委員会が、独自の外部専門家(弁護士・公認会計士等)を求めた場合、当社は、監査等委員会の職務の執行に必要でないと思われる場合を除き、その費用を負担する。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会には、法令に従い、社外取締役である監査等委員を含み、公正かつ透明性を担保する。
- (2) 監査等委員会あるいは常勤監査等委員は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
- (3) 監査等委員会あるいは常勤監査等委員は、会計監査人及び内部監査部門と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
- (4) 監査等委員会あるいは常勤監査等委員は、監査業務に必要と判断した場合は、当社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 信頼性のある財務報告の作成及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「内部統制規程」を定め、内部統制が有効に機能するための体制を構築する。
- (2) 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程等の適切な整備及び運用を行う。
- (3) 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば、必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。
- (4) 内部監査部門は、当社の財務報告に係る内部統制について監査を行い、是正や改善の必要があるときには、当該主管部門及び被監査部門は、速やかにその対策を講ずる。

11. 反社会的勢力の排除に向けた体制

- (1) 当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切の関わりを持たず、不当・不法な要求には応じないことを基本方針とし、「反社会的勢力排除規程」を定め、当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)、監査等委員及び使用人に周知徹底する。
- (2) 平素より、関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時は、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「反社会的勢力排除規程」を定め、断固として反社会的勢力との関係を遮断し、企業の社会的責任を果たすことを基本方針としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、前述の「反社会的勢力排除規程」を当社の役職員へ周知・徹底し、反社会的勢力との関係排除に向けた企業倫理の浸透に取り組んでおります。

その他

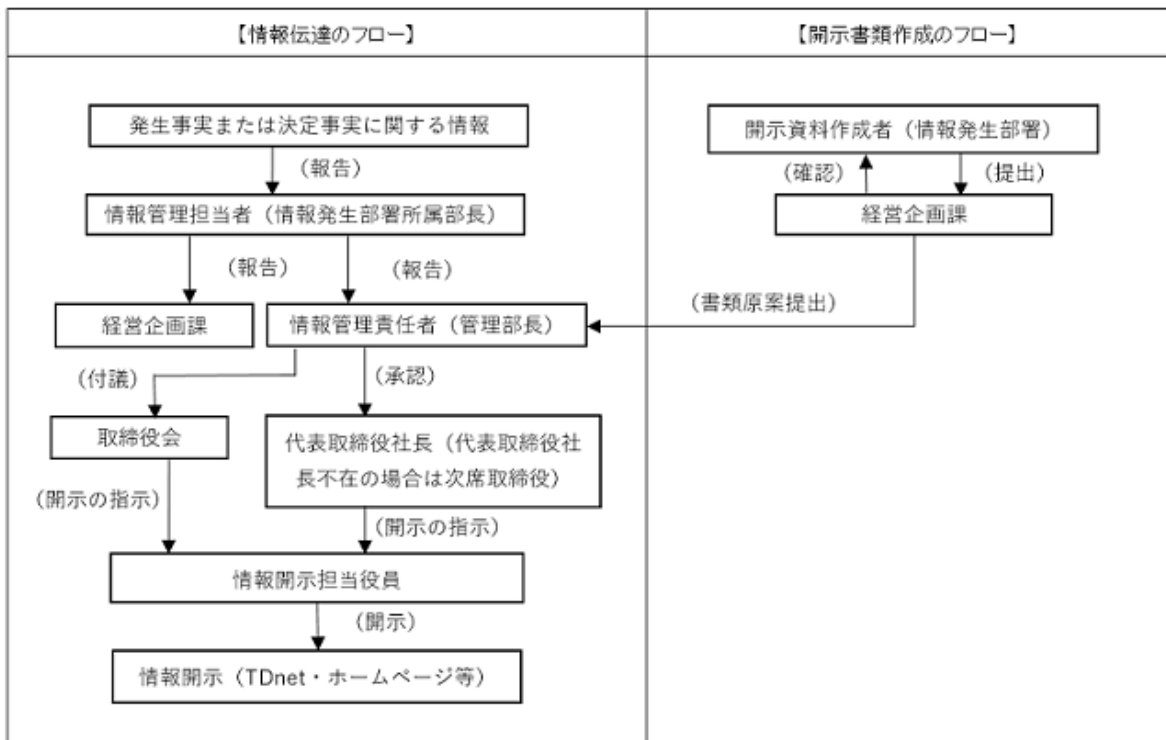
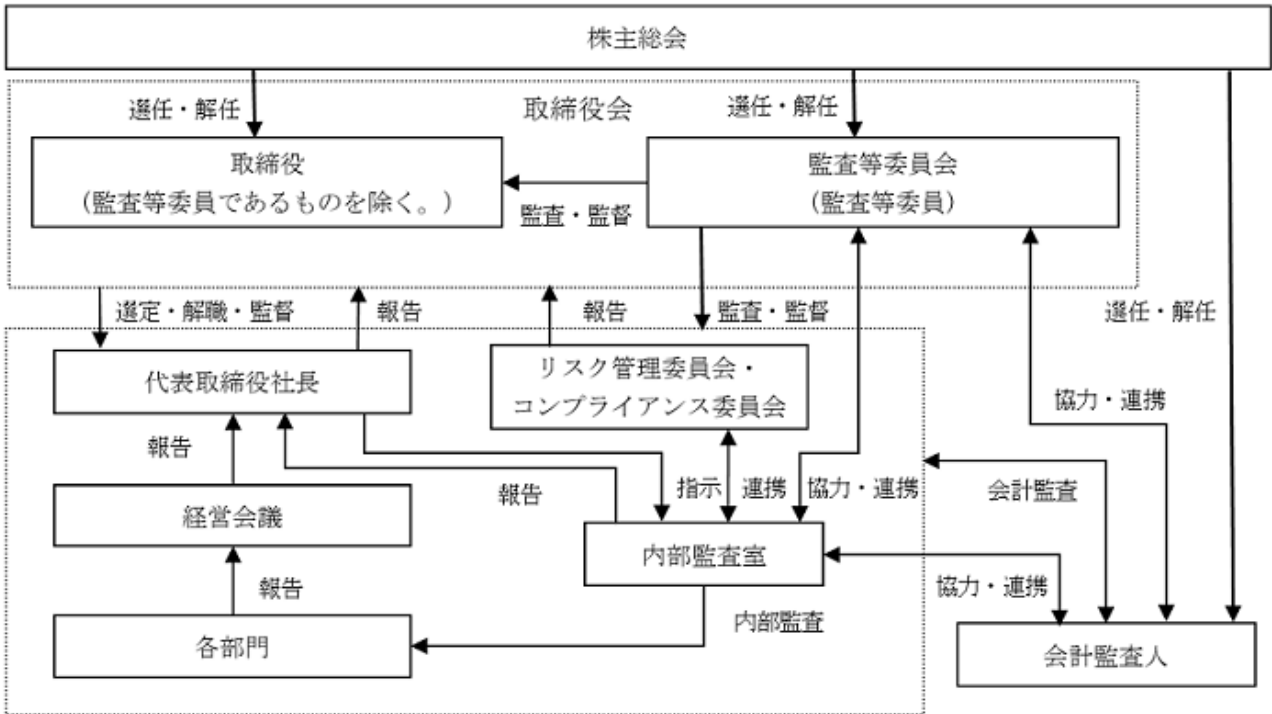
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



(注) 緊急性を要する事案については、代表取締役社長の指示により公表の決定を行い、開示後に取締役会に報告を行う。